

# 定 款

鈴茂器工株式会社

最終改定日：2023年6月24日

## 定 款

### 第 1 章 総 則

#### (商号)

第1条 当会社は、鈴茂器工株式会社と称し、英文では、Suzumo Machinery Co., Ltd.と表示する。

#### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 食品加工機械の製造および販売
2. 充填機械、包装機械および諸機械の製造および販売
3. 合成樹脂製の食器、食品加工機器および厨房用機器等の販売
4. 米飯加工食品関連の包装資材、合わせ酢等食品資材の製造および販売
5. 食品加工機械、厨房機器および附帯設備の割賦販売
6. 内装工事等の請負
7. 損害保険代理業
8. 前各号に附帯する一切の事業

#### (本店所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中野区に置く。

#### (公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

### 第 2 章 株 式

#### (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、32,000,000株とする。

#### (単元株式数)

第6条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

#### (自己の株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

#### (株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第11条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

(員数および選任方法)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(累積投票の排除)

第19条 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役の報酬等)

第21条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、会長1名、副会長1名、社長1名、副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第23条 取締役社長は、当会社を代表する。

2. 前項のほか、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定することができ、おのおの当会社を代表するものとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、社長が招集し議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により他の取締役がこれにあたる。

(招集手続)

第25条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定める事項のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によつて免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

### （監査役および監査役会の設置）

第31条 当会社は監査役および監査役会を置く。

### （員数および選任方法）

第32条 当会社の監査役は、4名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### （常勤監査役）

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

### （監査役会の招集通知）

第34条 当会社の監査役会の招集通知は監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

### （監査役会の決議の方法）

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもつて行う。

### （監査役会の議事録）

第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 前項の議事録は、その原本を本店に10年間備え置く。

### （監査役会規則）

第37条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

### （監査役の任期）

第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

- 定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第46条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期

「末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第48条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(改定日)

改定日	1993年6月 3日
改定日	1996年6月 25日
改定日	1998年6月 29日
改定日	2000年6月 28日
改定日	2002年6月 27日
改定日	2003年6月 27日
改定日	2004年6月 25日
改定日	2006年6月 29日
改定日	2009年6月 26日
改定日	2018年6月 28日
改定日	2019年6月 27日
改定日	2020年6月 26日
改定日	2022年6月 25日
改定日	2022年8月 1日
改定日	2023年6月 24日